

受
21.7.20
付

No.局21-016

国空航第884号
令和3年7月15日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



小型航空機の安全運航について（法令遵守の徹底）

小型航空機の安全運航に関しては、機会あるごとに法令遵守の徹底等について注意喚起を図ってきているところです。

本年1月16日、東京都江東区夢の島において回転翼航空機を地上から約50メートル以下の高度で飛行させた操縦者が、本日、航空法第81条に規定する最低安全高度違反の疑いで書類送検されました。

本事例にかんがみ、改めて法令遵守の重要性を再認識のうえ、安全運航に努めるよう、貴会会員への周知方よろしくお取り計らい願います。